（雨水浸透阻害行為の許可申請書の記載事項）

第十七条　法第三十一条第一項第四号の国土交通省令で定める事項は、同項第二号及び第三号の工事の着手予定日及び完了予定日とする。

（雨水浸透阻害行為の許可申請書の添付図書）

第十八条　法第三十一条第二項の国土交通省令で定める図書は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

三　対策工事の計画が令第九条第一項に規定する技術的基準に適合することを証する書類

２・３　（略）

（条例で定めた降雨の適用等）

第十九条　令第九条第一項の令第六条ただし書の規定により条例が定められた場合に当該条例で定める基準降雨の強度を超えない降雨は、千平方メートル未満の面積の土地において行おうとする雨水浸透阻害行為の対策工事の計画のみに適用するものとする。

２　前項の降雨は、その降雨強度値がいずれの時間帯においても同一時間帯における基準降雨の降雨強度値を超えないものとし、令第六条ただし書の条例において降雨強度値の十分ごとの推移を表により示すものとする。

３　都道府県（指定都市若しくは地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項及び第三十一条において「指定都市等」という。）又は同法第二百五十二条の十七の二第一項の規定に基づき法第三章第一節（法第四十条を除く。）に規定する都道府県知事の権限に属する事務の全部を処理することとされた市町村（以下この項において「事務処理市町村」という。）の区域内にあっては、当該指定都市等又は当該事務処理市町村。第二十一条第一項において同じ。）は、第一項の降雨を定める場合には、あらかじめ、当該都道府県の区域内における特定都市河川の河川管理者及び当該特定都市河川に係る特定都市河川流域に係る特定都市下水道の下水道管理者の意見を聴かなければならない。

（流出雨水量の算定に関する細目）

第二十条　令第九条第一項の技術的基準は、その対策工事の計画が、次項第二号の規定による雨水浸透阻害行為が行われた後の流出雨水量の最大値が、同項第一号の規定による雨水浸透阻害行為が行われる前の流出雨水量の最大値を上回らないよう定められたものであることとする。

２　前項の流出雨水量の最大値は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める値とする。

一　雨水浸透阻害行為が行われる前の流出雨水量の最大値　基準降雨（令第六条ただし書の規定により条例が定められた場合において、当該条例で基準降雨の強度を超えない降雨を定めたとき、又は令第十条第一号の規定により基準降雨の強度を超える降雨を定めた場合にあっては、当該降雨。以下この号において同じ。）が生じた場合における十分ごとの行為区域からの流出雨水量として次に掲げる式により算定したもの（以下この項において「各時間毎流出雨水量」という。）のうち最大の値。ただし、当該行為区域内に当該雨水浸透阻害行為をしようとする者が自ら管理する雨水貯留浸透施設が既に存するときは、各時間毎流出雨水量の雨水が当該雨水貯留浸透施設に流入した場合に当該雨水貯留浸透施設により浸透する雨水の量を当該流入した雨水の量から控除し、当該雨水貯留浸透施設から流出する雨水の量を逐次計算する方法その他合理的な方法により算定したもののうち最大の値とする。

$$Q=(1\div 360)\times F\times R\times(A\div 10000)$$

この式において、Q、F、R及びAは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Q　行為区域からの流出雨水量（単位　一秒につき立方メートル）

F　行為区域の平均流出係数

（雨水浸透阻害行為の許可申請書の記載事項）

第七条　法第十条第一項第四号の国土交通省令で定める事項は、同項第二号及び第三号の工事の着手予定日及び完了予定日とする。

（雨水浸透阻害行為の許可申請書の添付図書）

第八条　法第十条第二項の国土交通省令で定める図書は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

三　対策工事の計画が令第八条第一項に規定する技術的基準に適合することを証する書類

２・３　（略）

（条例で定めた降雨の適用等）

第九条　令第八条第一項の令第五条ただし書の規定により条例が定められた場合に当該条例で定める基準降雨の強度を超えない降雨は、千平方メートル未満の面積の土地において行おうとする雨水浸透阻害行為の対策工事の計画のみに適用するものとする。

２　前項の降雨は、その降雨強度値がいずれの時間帯においても同一時間帯における基準降雨の降雨強度値を超えないものとし、令第五条ただし書の条例において降雨強度値の十分ごとの推移を表により示すものとする。

３　都道府県（指定都市等又は地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定に基づき法第三章（法第十九条、第二十六条及び第三節を除く。）に規定する都道府県知事の権限に属する事務の全部を処理することとされた市町村（以下この項において「事務処理市町村」という。）の区域内にあっては、当該指定都市等又は当該事務処理市町村。第十一条第一項において同じ。）は、第一項の降雨を定める場合には、あらかじめ、当該都道府県の区域内における特定都市河川の河川管理者及び当該特定都市河川に係る特定都市河川流域に係る特定都市下水道の下水道管理者の意見を聴かなければならない。

（流出雨水量の算定に関する細目）

第十条　令第八条第一項の技術的基準は、その対策工事の計画が、次項第二号の規定による雨水浸透阻害行為が行われた後の流出雨水量の最大値が、同項第一号の規定による雨水浸透阻害行為が行われる前の流出雨水量の最大値を上回らないよう定められたものであることとする。

２　前項の流出雨水量の最大値は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める値とする。

一　雨水浸透阻害行為が行われる前の流出雨水量の最大値　基準降雨（令第五条ただし書の規定により条例が定められた場合において、当該条例で基準降雨の強度を超えない降雨を定めたとき、又は令第九条第一号の規定により基準降雨の強度を超える降雨を定めた場合にあっては、当該降雨。以下この号において同じ。）が生じた場合における十分ごとの行為区域からの流出雨水量として次に掲げる式により算定したもの（以下この項において「各時間毎流出雨水量」という。）のうち最大の値。ただし、当該行為区域内に当該雨水浸透阻害行為をしようとする者が自ら管理する雨水貯留浸透施設が既に存するときは、各時間毎流出雨水量の雨水が当該雨水貯留浸透施設に流入した場合に当該雨水貯留浸透施設により浸透する雨水の量を当該流入した雨水の量から控除し、当該雨水貯留浸透施設から流出する雨水の量を逐次計算する方法その他合理的な方法により算定したもののうち最大の値とする。

$$Q=(1\div 360)\times F\times R\times(A\div 10000)$$

この式において、Q、F、R及びAは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Q　行為区域からの流出雨水量（単位　一秒につき立方メートル）

F　行為区域の平均流出係数